

木造の耐力壁及び枠組壁工法耐力壁の 壁倍率性能評価申請要領

一般財団法人 日本建築総合試験所
建築確認評定センター 性能評定課

1. 申請の対象

1. 申請の対象等

本申請は、一般財団法人 日本建築総合試験所（以下、「法人」という。）が行う建築基準法第 68 条の 26 第 1 項の規定に基づく認定に係わる性能評価のうち、「木造の耐力壁及び枠組壁工法耐力壁の壁倍率」の性能評価に適用します。

①建築基準法の法令区分

木造の耐力壁 : 建築基準法施行令第 46 条第 4 項表 1 (八)

枠組壁工法耐力壁 : 建築基準法施行規則第 8 条の 3

②審査委員会

木質構造性能評価委員会

2. 申請の分類

本申請は、耐力壁の種類ごとに 1 つの申請が必要です。また 1 つの申請毎に試験が必要です。1 申請として申請可能な耐力壁のバリエーションについては別途お問い合わせ下さい。

2. 申請から大臣認定までの流れ

<p>①問合せ</p>	<p>○事前打合せ、申請受付、手続き等に関する問い合わせ 事務局：建築確認評定センター 性能評定課 TEL：06（6966）7600(代) / FAX：06（6966）7680</p> <p>○技術的内容の問合せ、具体的な試験の内容、試験体の製作、搬入、試験の実施日程等に関する問い合わせ 試験室：試験研究センター 構造試験室 TEL：06（6834）7913 / FAX：06（6834）1230</p>
<p>②事前打合せ</p>	<p>事務局及び試験室と以下の内容について、事前に打合せを行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①申請耐力壁の内容 ②試験日程 ③試験体の製作及び搬入・搬出方法 費用は申請者負担となりますのでご注意ください。 <p>・提出図書の内容 本要領並びに性能評価用提出図書作成要領をご参照下さい。</p> <p>・申請における留意事項 申請に際しては、以下の規程類をよくお読みください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①本要領 ②性能評価業務約款 ③性能評価用提出図書作成要領 ④木造の耐力壁及びその倍率性能試験・評価業務方法書 枠組壁工法耐力壁及びその倍率性能試験・評価業務方法書
<p>③委員会での審査 申請図書の提出 (受付・契約)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・提出先 事務局 ・提出図書 <ul style="list-style-type: none"> ①性能評価申請書…………… 1 部 ②性能評価用提出図書（申請用）…………… 2 部 （別途電子データ PDF もご提出下さい）

	<p>1. 委員会におけるヒアリング 原則として、委員会にてヒアリングを行います。ヒアリングの要否、日時については事務局より連絡致します。</p> <p>委員会では、提出図書の内容について確認を行い、不備がないときは申請を受付します。不備がある場合は指定する日までに修正をしていただき、再提出をお願いいたします。また、ヒアリングで指摘された内容を「指摘事項回答書」に記録し回答を記載したうえで事務局に提出して下さい。</p> <p>2. 受付・契約 受付後、受諾書及び請求書を発行いたします。受諾書には手数料（142万円）、業務期日が記載されていますのでご確認下さい。また、請求書に記載された支払期日までに指定の銀行口座に手数料をお振り込みください。</p>
<p>④性能評価試験の実施</p>	<p>1. 試験体の選定および製作 性能評価用提出図書に記載された申請範囲から、委員会において試験体の選定を行います。</p> <p><u>試験体製作については、試験室よりご連絡いたします。</u>試験体は、原則として本法人担当者の立会いのもと、本法人の試験室において申請者により製作していただきます。</p> <p>2. 性能評価試験の実施 性能評価試験は、「業務方法書」に基づき、本法人の試験室が行います。</p>
<p>⑤委員会での審査（報告）</p>	<p>1. 委員会での審査（報告） 受付委員会で指摘された内容を修正した性能評価用提出図書（委員会版）を事前に電子データ PDF にて提出して下さい。</p> <p>2. 審査結果の連絡 審査結果は、事務局より申請者へ文書にて連絡します。また、委員会での指摘及び検討事項も併せて連絡いたします。委員会での検討事項がある場合は、再度委員会にて審査する場合があります。</p>
<p>⑥性能評価書の発行</p>	<p>1. 性能評価用提出図書（最終版）の整備 委員会での指摘事項及び検討事項の回答書およびそれらを反映させた性能評価用提出図書（最終版）を1部提出して下さい。</p> <p>2. 性能評価書の発行 上述の内容を確認したうえで、性能評価書を発行します。</p>
<p>⑦大臣認定申請</p>	<p>性能評価書が発行されましたら、国土交通大臣に構造方法等の認定申請を行って下さい。申請に際しては、委員会終了後にお送りします「国土交通大臣への認定申請手続きについて」をご参照下さい。なお、本法人では大臣認定代理申請を行っています。詳しくは事務局にお問い合わせ下さい。</p>